

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 定義

この法律において「鉄道事業再構築事業」とは、最近における経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、経営の改善を図るとともに、市町村その他の者の支援を受けつつ、事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業をいうものとする。

(第二条関係)

## 第二 鉄道事業再構築事業

### 一 鉄道事業再構築事業の実施

地域公共交通総合連携計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者その他の者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道事業再構築実施計画を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

(第二十五条の二関係)

## 二 鉄道事業再構築実施計画の認定

1 国土交通大臣は、鉄道事業再構築事業を実施しようとする者の申請に基づき、鉄道事業再構築実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をするものとする。

2 国土交通大臣は、地方公共団体が経営する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当する事業（鉄道線路を同条第三項に規定する第二種鉄道事業を経営する者に無償で使用させるものに限る。）が定められた鉄道事業再構築実施計画について1の認定をしようとするときは、当該第三種鉄道事業に該当する事業について、同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これを行うことができるものとする。

（第二十五条の三関係）

## 三 鉄道事業法の特例

1 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者が鉄道事業再構築実施計画の認定を受けたときは、鉄道事業法の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するために、当該鉄道事業再構築事業に係る従前の旅客鉄道事業について廃止をすることが必要となる場合においては、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止届出をすることを要しないものとする。

(第二十五条の四関係)

### 第三 その他

その他所要の改正を行うものとする。

### 第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)